

令和 7 年 度

高等部入学者選抜募集要項

福島県立あぶくま支援学校

令和7年度福島県立あぶくま支援学校高等部入学者選抜募集要項

令和7年度福島県立あぶくま支援学校高等部の入学者選抜は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という）によって実施する。

I 入学者募集

1 課程・学科、募集定員

- 1 課程・学科 全日制・普通科
- 2 修業年限 3年
- 3 募集定員 60名程度

2 出願資格

- 1 高等部に入学を出願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という）。

3 教育内容

- 1 「特別支援学校高等部学習指導要領」に基づき、福島県立あぶくま支援学校（以下「本校」という）で定めた教育課程による教育を行う。

II 特別支援学校前期選抜

1 出願

1 募集範囲

原則として県下一円とする。ただし、本校に通学が可能な範囲に在住する者。

2 出願資格

「I 入学者募集 **2 出願資格**」に定めるところによる。

なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。

3 出願方法

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、福島県立あぶく

ま支援学校長に出願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、福島県立あぶくま支援学校長に出願する。

※ 同一人が同時に本校高等部と県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

4 出願期間

令和7年2月4日(火)から2月7日(金)までとする。

受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

5 出願に必要な書類

(1) 入学願書(実施要綱様式第1号の1により、本校において作成したもの)及び受験票用紙(実施要綱様式第8号の1により、本校において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入したもの)

配付期間:令和7年1月9日(木)から1月10日(金)の午前9時から午後4時までとする(特別な事情のある場合はこの限りではない)。

配付場所:本校事務室

(2) 高等部入学志願に関する調査書(実施要綱様式第2号及び第3号。以下「調査書」という)ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとする。受付時間は午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

(3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのあることを証明する書類(「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など)。

ただし、本校中学部から出願する場合はこの証明書類を必要としない。

(4) 在学(出身)校長は、福島県立あぶくま支援学校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿(実施要綱様式第4号)を添付する。

(5) 入学検定料は徴収しない。

6 願書受付

(1) 出願願書を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票を交付する。

(2) 福島県立あぶくま支援学校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

7 出願先変更

(1) 出願者は、令和7年2月10日(月)から2月13日(木)までの期間内で、1回に限り出願先を変更することができる。受付時間は出願の場合と同じとする。

ただし、祝日は受け付けない。

(2) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、実施要綱に示された手続によって願い出るものとする。

8 出願の取消し

- (1) 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第9号）を在学（出身）校長を通して、福島県立あぶくま支援学校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を直接、福島県立あぶくま支援学校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、福島県立あぶくま支援学校に受験票を返還する。

2 入学者選抜

1 選抜方法

調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 検査・面接の期日、場所、内容及び日程

- (1) 期 日 令和7年3月5日（水）
- (2) 場 所 福島県立あぶくま支援学校
- (3) 内 容
 - B 型 学力検査（国語、数学の2教科）、作業・運動能力検査、面接
 - ※ 原則として特別支援学校の中学部又は中学校で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者
 - C 型 ア 自立活動の諸検査、面接
 - ※ 特別支援学校の中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者
 - イ 自立活動の諸検査、行動観察及び面接
 - ※ 特別支援学校の中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者

(4) 日 程

B 型	
8:30 ~ 8:45	受付
8:45 ~ 8:50	移動
8:50 ~ 9:00	日程説明、諸注意、諸連絡
9:00 ~ 9:20	学力検査：国語
9:20 ~ 9:40	学力検査：数学
9:40 ~ 10:00	休憩、着替え、移動
10:00 ~ 10:50	作業・運動能力検査 (移動時間10分間を含む)
10:50 ~ 11:10	着替え、休憩
11:10 ~ 12:30	面接
12:30	終了（面接終了順に解散）

C 型	
9:00 ~ 9:15	受付

9 : 1 5 ~ 9 : 2 0	移動
9 : 2 0 ~ 9 : 3 0	日程説明、諸注意、諸連絡
9 : 3 0 ~ 1 1 : 3 0	ア：自立活動の諸検査、面接 イ：自立活動の諸検査、行動観察及び面接 (休憩、移動を含む)
1 1 : 3 0	終了 (終了順に解散)

3 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日(金)正午以降に発表する。
- (2) 合格者発表は本校高等部昇降口前に掲示するとともに、合格者に対し合格通知書(実施要綱様式第10号)を交付する。その際、合格者は受験票を提出する。
- (3) 合格通知書の交付は、原則として午後2時までとする。ただし、午後2時までに来校できない場合は、在学(出身)校長を通して、福島県立あぶくま支援学校長に電話による連絡を行う。また、合格発表についての電話による問い合わせには応じない。

4 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(実施要綱様式第11号)を、在学(出身)校長を通して、福島県立あぶくま支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、福島県立あぶくま支援学校長に提出する。

5 受験上の配慮申請について

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者の中で、受験上配慮が必要な志願者は、原則として年内に、在学(出身)校長を通して、「受験上の配慮申請書」(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通11号)を福島県立あぶくま支援学校長に提出する。その際、在学(出身)校長は中学部又は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通12号)を提出する。福島県立あぶくま支援学校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通13号)により、受験上の配慮に関して在学(出身)校長を通して志願者に通知する。
- (2) 上記(1)以外の者の中で、受験上配慮が必要な志願者は、原則として年内に、「受験上の配慮申請書」(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通11号)を福島県立あぶくま支援学校長に提出する。福島県立あぶくま支援学校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通13号)により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

3 その他必要な事項

- (1) 本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校が実施する教育相談を受けるものとする。

(2) 学力検査の種類（受験型）について

① 中学部又は中学校卒業見込の者の受験型については、教育相談実施後に在学校長宛に通知する。

② 上記以外の者については、教育相談実施後直接通知する。

(3) 入学者選抜当日の持参品は、受験票に明示する以下のとおりとする。

受験票、上ばき、※筆記用具、※運動着、※体育館用運動靴（※はB型の受験者のみ）

(4) 平成23年3月11日（震災発生時）に住居登録していた市町村から避難している場合、出願書類に加え、「住所等に関する届出書」（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通10号）を提出する。なお、願書の現住所欄へは入学後の住所を記入すること。

(5) この募集要項について不明な点があれば、本校に問い合わせること。

電話024-956-1910 FAX024-956-5416

Ⅲ 特別支援学校後期選抜

1 出 願

1 募集範囲

原則として県下一円とする。ただし、本校に通学が可能な範囲に在住する者。

2 出願資格

「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「2 出願資格」に定めるところ及び原則として次の(1)～(3)による。

- (1) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
- (2) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- (3) 他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。
なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

3 出願方法

「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「3 出願方法」に定めるところによる。

4 出願期間

入学願書及び調査書の受付は令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

5 出願に必要な書類

- (1) 入学願書（実施要綱様式第1号の2により、本校において作成したもの）及び受験票用紙（実施要綱様式第8号の2により、本校において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
配付期間：令和7年3月14日（金）正午以降、午後5時までとする。
配付場所：本校事務室
- (2) 調査書（実施要綱様式第2号及び第3号）
調査書は、入学願書に添付して提出する。

- ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
- (3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのあることを証明する書類（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）
ただし、本校中学部から出願する場合は必要としない。
- (4) 在学（出身）校長は、福島県立あぶくま支援学校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱様式第4号）を添付する。
- (5) 入学検定料は徴収しない。

6 願書受付

「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「6願書受付」に定めるところによる。

7 出願先変更

- (1) 出願者は、令和7年3月19日（水）に、1回に限り出願先を変更することができる。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
ただし、午後5時までに在学（出身）校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をするものとする。
- (2) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、実施要綱に示された手続によって願い出るものとする。

8 出願の取消し

「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「8出願の取消し」に定めるところによる。

2 入学者選抜

1 選抜方法

調査書、面接の結果に加えて、小論文（作文）又は自立活動の諸検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 検査、面接の期日、場所、内容及び日程

- (1) 期 日 令和7年3月24日（月）
- (2) 場 所 福島県立あぶくま支援学校
- (3) 内 容
- B 型 小論文（作文）、面接
※ 原則として特別支援学校の中学部又は中学校で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者
 - C 型 ア 自立活動の諸検査、面接
※ 特別支援学校の中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者
イ 自立活動の諸検査、行動観察及び面接
※ 特別支援学校の中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者
- (4) 日 程

		B 型
8 : 3 0 ~	8 : 4 5	受付
8 : 4 5 ~	8 : 5 5	日程説明、諸注意、諸連絡
8 : 5 5 ~	9 : 0 0	移動
9 : 0 0 ~	9 : 3 0	小論文（作文）

9:30 ~ 9:40	休憩
9:40 ~ 10:00	面接
10:00	終了（面接終了順に解散）

C 型	
8:30 ~ 8:45	受付
8:45 ~ 8:55	日程説明、諸注意、諸連絡
8:55 ~ 9:00	移動
9:00 ~ 9:30	自立活動の諸検査
9:30 ~ 9:40	休憩
9:40 ~ 10:00	面接
10:00	終了（面接終了順に解散）

3 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日（火）正午以降に発表する。
- (2) 合格者発表は本校高等部昇降口前に掲示するとともに、合格者に対し合格通知書（実施要綱様式第10号）を交付する。その際、合格者は受験票を提出する。
- (3) 合格通知書の交付は、原則として午後2時までとする。ただし、午後2時までに来校できない場合は、在学（出身）校長を通して、福島県立あぶくま支援学校長に電話による連絡を行う。また、合格発表についての電話による問い合わせには応じない。

4 入学辞退の手続

「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 2 入学者選抜」の「4 入学辞退の手続」に定めるところによる。

5 受験上の配慮申請について

「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 2 入学者選抜」の「5 受験上の配慮申請について」に定めるところによる。

3 その他必要な事項

- (1) 本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校が実施する教育相談を受けるものとする。
- (2) 学力検査の種類（受験型）について
 - ① 中学部又は中学校卒業見込の者の受験型については、教育相談実施後に在学校長宛に通知する。
 - ② 上記以外の者については、教育相談実施後直接通知する。
- (3) 入学者選抜当日の持参品は、受験票に明示する以下のとおりとする。
受験票、上ばき、※筆記用具（※はB型の受験者のみ）
- (4) 平成23年3月11日（震災発生時）に住民登録していた市町村から避難している場合、出願書類に加え、「住所等に関する届出書」（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通10号）を提出する。なお、願書の現住所欄へは入学後の住所を記入すること。
- (5) この募集要項について不明な点があれば、本校に問い合わせること。
電話024-956-1910 FAX024-956-5416